

「快適な市民生活の確保に関する条例の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

平成29年8月1日（火）から平成29年8月31日（木）にかけて実施した意見提出手続（パブリックコメント）について、90通、131件のご意見をいただきました。ご意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

■意見提出者数および意見件数

①提出人数

（表A－年代別・男女別）

年代	男性	女性	不明	計
10代	0	1	0	1
40代	6	4	0	10
50代	4	7	1	12
60代	6	9	0	15
70代	14	12	1	27
80代	5	6	0	11
90代	1	0	0	1
不明	4	0	7	11
計	40	39	9	88

団体
2

個人+団体 合計	90通
-------------	-----

（表B－居住地域別）

地域	通数
甲子園浜地区	78
御前浜・香櫨園浜地区	6
その他の地域	4
不明	2
合計	90

※甲子園浜地区： 浜甲子園、南甲子園

※御前浜・香櫨園浜地区： 西波止町、泉町、大浜町

（表C－提出方法別）

提出方法	通数
電子メール	10
郵送	3
FAX	7
窓口（直接提出）	70
合計	90

②意見件数

（表D－意見項目別）

意見項目		件数
1	快適な市民生活の確保に関する条例の一部改正(案)への賛成意見	112
2	快適な市民生活の確保に関する条例の一部改正(案)への反対意見	2
3	快適な市民生活の確保に関する条例の一部改正(案)への御前浜に隣接するマンションからの意見	1
4	その他の迷惑行為についての意見	13
5	その他の意見	3
合計		131

（表E－回答分類別）

回答分類	内容	件数
①改正案のとおり・記載済	意見が既に条例改正内容に盛り込まれているもの。	26
②意見を反映	意見を反映し、条例改正内容を修正するもの。	0
③今後の参考・検討	条例改正内容は修正しないが、今後の参考とするもの。	98
④対応が困難	対応が困難なもの、市の考え方と方向性が合致しないもの。	7
合計		131

「快適な市民生活の確保に関する条例の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

※回答分類「①改正案のとおり・記載済 ②意見を反映 ③今後の参考・検討 ④対応が困難」

分類	意見番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	分類番号
1. 快適な市民生活の確保に関する条例の一部改正(案)への賛成意見					
賛成の意見	1	甲子園浜の花火禁止区域を指定する条例に賛成	16	禁止区域を設定できるよう条例を改正します。	①
	2	花火の禁止区域を指定する条例に賛成	9		
	3	甲子園浜、御前浜、香櫨園においての花火禁止区域を指定する条例に賛成	1		
迷惑している現状について	4	禁止区域指定案に賛成:日常生活において、夜間の爆発音など大きな花火の音に迷惑している。また、花火の燃えかすゴミの放置にも迷惑している。 芦屋市では条例により禁止区域があるので、西宮市も早く禁止にしてほしい。	29	禁止区域を設定できるよう条例を改正します。 現在、夏休みの午後9時半より翌3時半の間、被害が集中する甲子園浜・御前浜・香櫨園において夜間警備を実施しております。本条例改正施行後は、禁止区域には当面の間、警備時間を延長するなど体制を強化し、禁止花火対策を行います。	③
	5	禁止区域指定案に賛成:花火の音が原因で、人の騒ぐ声がうるさい。音に反応して飼い犬の鳴き声が迷惑となっている。	8		
	6	禁止区域指定案に賛成:花火の音などが睡眠の妨害となっており、健康被害を受けている。	10		
	7	禁止区域指定案に賛成:花火による火事などがおこらないかなどの危険を感じている。	7		

「快適な市民生活の確保に関する条例の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

※回答分類「①改正案のとおり・記載済 ②意見を反映 ③今後の参考・検討 ④対応が困難」

分類	意見番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	分類番号
周知方法に対する意見	8	禁止区域指定案に賛成: 条例の内容や危険性がわかるように案内看板などで周知してほしい。	3	禁止区域を設定できるよう条例を改正します。花火禁止区域には、禁止区域である旨を看板などで周知し、夜間には警備員を巡回させる他、各所管の警察署、地域の自治会などの皆さまと連携して合同パトロールを実施し、花火の適正使用についてのマナー啓発を行います。	③
	9	禁止区域指定案に賛成: 警備・パトロールの方法への工夫、強化。警察との連携などをお願いしたい。	2		
	10	禁止区域指定案に賛成: 啓発活動の充実を図るようお願いしたい。	1		
	11	禁止区域指定案に賛成: 条例が守られるよう実効性のある対策をお願いしたい。	6		
	12	禁止区域指定案に賛成: 小中学校での学習、社会教育の場面で甲子園浜の環境を守るため運動した歴史を学ぶこと、機会を与えること。	1	様々な機会を活用して、海浜の環境保全の重要性などを学ぶことを目的とした環境学習を行います。	③
自然保護(鳥獣保護区など)	13	禁止区域指定案に賛成: 甲子園浜・御前浜・香櫨園は、国指定の浜甲子園鳥獣保護区・特別鳥獣保護区、県指定の夙川河口鳥獣保護区に近接しているため、花火の音により野鳥などに影響が出ないよう、また、野鳥たちが住む良好な環境を維持するようお願いしたい。	7	特別鳥獣保護区においては、餌場保護のため4月から5月の期間、立ち入り制限を実施する他、鳥獣保護区付近などで花火を使用する方に対し、鳥獣保護区である旨を広報し、野鳥保護のための協力を呼びかけ、野鳥たちが住む良好な環境の維持に努めます。	③
事業者への指導	14	禁止区域指定案に賛成: 消費者の規制を行うより、販売事業者への商品の制約・規制を行うことが重要。	2	本条例においての規制範囲は、事業者を対象としておりません。また、本市の条例により市外事業者に対して規制できるものではありません。	④
	15	禁止区域指定案に賛成: 指定区域に近い、ホームセンターやスーパーマーケットへ販売の禁止・自粛するようお願いしたい。	2	花火禁止区域に指定する周辺地域での花火を販売するコンビニエンスストアやホームセンターなどへ、花火禁止区域の場所、規制の内容など広報に努め、自主的な禁止花火の販売自粛を要請いたします。	③

「快適な市民生活の確保に関する条例の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

※回答分類「①改正案のとおり・記載済 ②意見を反映 ③今後の参考・検討 ④対応が困難」

分類	意見番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	分類番号
その他の意見	16	禁止区域指定案に賛成: 禁止にするだけでなく、皆が花火を楽しめる「花火の日」を検討してください。また、気兼ねなく花火ができる区域の設定も必要なのではないか。	2	市が「花火の日」など、自由に花火を行う日を定めることはありませんが、地域や団体などの主催による花火大会などは、市長が特に支障がないと認めたとときに限り行うことができます。	③
	17	禁止区域指定案に賛成: すべての花火を禁止にするべき。	2	本条例においては、人が使用方法や使用する場所によって迷惑となる花火を禁止の対象としております。子供たちが楽しむ手持ち花火などは、迷惑となる対象としておらず、全ての花火を対象とはしません。	③
	18	禁止区域指定案に賛成: 今後ともすべての花火を禁止にするべきではない。	1		
	19	禁止区域指定案に賛成: 禁止区域の横で花火をされたのでは意味がない。適応範囲を検討してください。	1	花火の禁止とする区域は、慎重に検討し指定します。指定後は固定することなく、周辺自治会などのご意見を参考に区域の変更も行います。	③
	20	禁止区域指定案に賛成: 賛成であるが、なんでもダメでは問題が解決しない。	2		
2. 快適な市民生活の確保に関する条例の一部改正(案)への反対意見					
反対の意見	21	条例改正案に反対: 花火をする所が無くなる。時間制限で対応すべき。	1	本条例において指定した禁止区域は、指定後、利用者の花火を使用するマナーが徹底され、周辺地域への被害などが確認されなくなった段階で縮小することはできます。指定後状況を鑑みながら判断することとなります。	④
	22	御前浜の条例改正に反対: ①現在の禁止を順守、罰則を強く広報。②ガードマンの巡回をPM9時からとして、周知方法を充実。 夏の風物詩、他に楽しめる場所がない、終日取り締まりを市や警察が対応できるのか? 余計な費用負担にならないか、何でも反対でなく、ルールがあってそれを守らせるのも社会教育である。	1		

「快適な市民生活の確保に関する条例の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

※回答分類「①改正案のとおり・記載済 ②意見を反映 ③今後の参考・検討 ④対応が困難」

分類	意見番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	分類番号
3. 快適な市民生活の確保に関する条例の一部改正(案)への御前浜に隣接するマンションからの意見					
御前浜に隣接するマンションからの意見	23	<p>御前浜に近いマンションの意見を集約しました。 終日禁止に 賛成12 反対3 どちらでもない6 子どもたちをふくめ自由に楽しく花火をできる方がいいのではという寛容な声もあり、マナーが改善するよう見回り強化などをするなら終日禁止でなくてもという意見もありました。けれども多数は、終日禁止に賛成でした。 乳幼児をかかえる家族もおり、70歳80歳以上の高齢者もマンションに増え、静かで安心できる住環境をみなさん望んでおられます。御前浜沿いにあるマンション管理組合役員としては、終日禁止に賛成です。</p>	1	<p>禁止区域を設定できるよう条例を改正します。ただし、本条例において指定した禁止区域は、指定後、利用者の花火を使用するマナーが徹底され、被害などが確認されなくなった段階で縮小することはできます。指定後状況を鑑みながら判断することとなります。</p>	③

「快適な市民生活の確保に関する条例の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

※回答分類「①改正案のとおり・記載済 ②意見を反映 ③今後の参考・検討 ④対応が困難」

分類	意見番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	分類番号
4. その他の迷惑行為についての意見					
水上バイクなどの迷惑	24	水上バイクの騒音、危険行為を禁止する条例の制定を検討すべき。	3	ご意見を兵庫県尼崎港管理事務所へお伝えするとともに、本市とも協力してマナー向上に努めます。	③
快適な市民生活の確保に関する条例への意見	25	ポイ捨て・騒音対策など、快適な市民生活の確保に関する条例での対応	2	快適な市民生活の確保に関する条例において、マナーの徹底など啓発に努めます。	③
その他禁止行為の規制	26	甲子園公園の花火を全面禁止にしてほしい。	1	公園では、打ち上げ花火や音の出る花火は禁止となっています。一方、手持ち花火等迷惑とならない花火は使用は可能です。	③
	27	浜でのゴルフ、バーベキューなど禁止行為を行わせないように周知徹底を要望	2	公園の使用手続き時に注意喚起を図るとともに、公園内パトロール時にも周知いたします。	③
	28	午後9時頃、甲子園浜野球場で、ブラスバンドの練習による大音量で迷惑した。	1	地元自治会などに対して、練習日時やその目的などを事前にお伝えし、ご理解とご協力が得られるよう、周知に努めてまいります。	③
	29	浜の花火以外のゴミの散乱	1	港湾管理者などと連携し、マナー徹底など啓発に努めます。	③
	30	御前浜、甲子園浜での音楽などの騒音問題、路上駐車問題	3	御前浜においては、兵庫県尼崎港管理事務所、路上駐車については、所管の警察へ要望およびご意見をお伝えします。甲子園浜海浜公園の迷惑行為については、公園の使用手続き時に注意喚起を図るとともに、公園内パトロール時にも周知いたします。	③

「快適な市民生活の確保に関する条例の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

※回答分類「①改正案のとおり・記載済 ②意見を反映 ③今後の参考・検討 ④対応が困難」

分類	意見番号	ご意見の概要	件数	市の考え方	分類番号
5. その他の意見					
その他意見	31	高校野球開催時のヘリコプターの騒音が深刻、墜落の心配もあり、ドローンなどによる撮影に変更できないか。	1	本件パブリックコメントにおける意見公募の対象ではなく、回答することはできません。	④
	32	市職員が問題意識を持って、自ら知恵を絞り、解決策を立案し、実行に移していただきたい。そういう人材を採用してほしい。	1		
	33	条例の賛否については不明:夜間眠れない。	1		